
平成22年第4回大和町議会定例会会議録

平成22年6月22日（火曜日）

応招議員（18名）

| | | | |
|----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 卷 博 史 君 | 10番 | 浅 野 正 之 君 |
| 2番 | 松 川 利 充 君 | 11番 | 鶉 橋 浩 之 君 |
| 3番 | 伊 藤 勝 君 | 12番 | 上 田 早 夫 君 |
| 4番 | 平 渡 高 志 君 | 13番 | 大 友 勝 衛 君 |
| 5番 | 堀 籠 英 雄 君 | 14番 | 中 川 久 男 君 |
| 6番 | 高 平 聡 雄 君 | 15番 | 中 山 和 広 君 |
| 7番 | 秋 山 富 雄 君 | 16番 | 桜 井 辰太郎 君 |
| 8番 | 堀 籠 日 出 子 君 | 17番 | 大 崎 勝 治 君 |
| 9番 | 馬 場 久 雄 君 | 18番 | 大 須 賀 啓 君 |

出席議員（17名）

| | | | |
|----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 卷 博 史 君 | 10番 | 浅 野 正 之 君 |
| 2番 | 松 川 利 充 君 | 11番 | 鶉 橋 浩 之 君 |
| 3番 | 伊 藤 勝 君 | 13番 | 大 友 勝 衛 君 |
| 4番 | 平 渡 高 志 君 | 14番 | 中 川 久 男 君 |
| 5番 | 堀 籠 英 雄 君 | 15番 | 中 山 和 広 君 |
| 6番 | 高 平 聡 雄 君 | 16番 | 桜 井 辰太郎 君 |
| 7番 | 秋 山 富 雄 君 | 17番 | 大 崎 勝 治 君 |
| 8番 | 堀 籠 日 出 子 君 | 18番 | 大 須 賀 啓 君 |
| 9番 | 馬 場 久 雄 君 | | |

欠席議員（1名）

| | |
|-----|-----------|
| 12番 | 上 田 早 夫 君 |
|-----|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 産業振興課長 | 庄 司 正 巳 君 |
| 副 町 長 | 千 坂 正 志 君 | 都市建設課長 | 高 橋 久 君 |
| 教 育 長 | 堀 籠 美 子 君 | 上下水道課長 | 堀 籠 清 君 |
| 総 務 まちづくり 課 長 | 遠 藤 幸 則 君 | 会計管理者兼 会 計 課 長 | 浅 野 雅 勝 君 |
| 財 政 課 長 | 千 坂 賢 一 君 | 教育総務課長 | 織 田 誠 二 君 |
| 税 務 課 長 | 伊 藤 眞 也 君 | 生涯学習課長 | 八 島 勇 幸 君 |
| 町 民 課 長 | 瀬 戸 啓 一 君 | 総 務 まちづくり 対 策 官 | 千 葉 恵 右 君 |
| 環境生活課長 | 高 橋 完 君 | 産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官 | 浅 井 茂 君 |
| 保健福祉課長 | 瀬 戸 善 春 君 | | |

事務局出席者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 浅 野 喜 高 | 主 査 | 藤 原 孝 義 |
| 班 長 | 瀬 戸 正 志 | | |

【議事日程】

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 「議案第 4 0 号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 3 「議案第 4 1 号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 「議案第 4 2 号 大和町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 4 3 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 4 4 号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 4 5 号 平成 2 2 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 4 6 号 平成 2 2 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 4 7 号 損害賠償の額を定め、和解することについて」
- 日程第 1 0 「議案第 4 8 号 平成 2 1 年度（繰）大和町地域情報通信基盤整備工事請負契約について」
- 日程第 1 1 「諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 「委員長報告（平成 2 2 年請願第 1 号「地区内道路の町道認定に関する請願書について）」
- 日程第 1 3 「所管事務調査の申し出について」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後 1 時 2 9 分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

少し早いのですが、おそろいでありますので、ただいまから始めたいと

思います。

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番桜井辰太郎君及び17番大崎勝治君を指名します。

報告事項

議長（大須賀 啓君）

質疑、採決に入る前に、昨日までの一般質問で後日調べて報告するといったしておりました2件について、町長より報告があります。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

大変ご苦労さまでございます。

議長からお許しをいただきました。

お話のとおり、一般質問におきまして、高平議員さんからのご質問、補助金についてのご質問につきまして、調べてご返答をということでございました。

さらには、中川議員さんにつきまして、そういった事実があったかどうか確認をということでございましたので、確認をしたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から申し上げますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

それでは、高平議員の一般質問でのご質問でありました、補助事業で取得した財産の処分に関するご質問でございました。

これにつきましては、補助金の適化法で定められたところで、従って処分をしているというようなお話を申し上げておりました。この「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」——適化法でございますが、これの第22条におきまして、「財産の処分の制限」ということで記載がございます。

この22条では、補助事業等で取得した財産を各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、あるいは譲渡、交換し、貸し付け、あるいは担保に供してはならないとされております。ただし、政令で定める場合はこの限りではないということで、原則そういった財産の処分はしてはならないけれども、政令で定める場合はこの限りでないところがございます。

そこで、この政令でございますが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」で定めておきまして、第14条で「財産の処分の制限を適用しない場合」ということで記載がございます。これは、先ほど申しましたただし書きのところでございますが、これに該当する場合は2項目ございまして、一つは、補助金の全部に相当する額を国に納付した場合、これは該当しませんということと、それから二つ目に、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省庁の長が定める期間を経過した場合、いわゆる耐用年数を経過した場合はこの限りでないということで定められているところがございます。

それで、今回のご質問の趣旨は、土地に関してどうなのかということだというふうに思っておりますが、道路局所管補助事業に係る財産処分承認基準というのがございます。各省庁の承認を得て財産の処分等を行うこととしておりますが、この基準によりまして財産処分をする場合ですけれども、補助金等の交付の目的に反して、あるいは譲渡、交換、貸し付け等々もございまして、これらの承認につきましては、地方整備局の局長に財産

処分承認申請書を提出して、その承認を受けることとされております。

その承認につきましては、特例がございます。この補助事業者が、道路と道路本体の効用を毀損しないで、かつ、財産処分を行う場合、この場合は有償譲渡、有償貸し付け、当該財産処分について収益が見込まれる場合を除くというふうにされておりますが、地方整備局長あて、財産処分報告書を提出できるものとし、この当該報告書提出をもって承認があったものとみなすといった項目がございます。この特例の場合ですが、補助事業等の完了後、10年を経過した補助対象財産については、このように報告書をもって承認があったものとみなすというものがございます。したがって、10年でそういう処分になるというふうに理解しております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

それでは、昨日、中川議員の一般質問の中で質問がございました土地の課税関係につきまして、ご報告いたします。

該当する土地でございます。吉岡字南金谷下8番2と金谷下26番につきましては、平成18年度に市街化区域外であることが判明しましたので、大和町固定資産税過納金返還金支払要綱に基づきまして、10年分を還付いたしておるところでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、報告事項を終わります。

日程第2「議案第40号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第40号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第41号 大和町職員の育児休業等に関する条例の

一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第41号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第42号 大和町職員等の旅費に関する条例の

一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第42号 大和町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第43号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第43号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第6「議案第44号 大和町水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第44号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第45号 平成22年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第45号 平成22年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、町営住宅の建物の譲渡請求に関してお伺いをします。

代執行の準備ということでご説明をいただいて、その手順についてはよくわかりました。

その説明の中に、それとは別に任意での退去も可能性としては残っているんだというようなお話をいただいたわけではありますが、仮定として、想定としては、それも一つの道ということで残されているんだろうというふうに感じました。その際の町としての債権の担保というんでしょうか、仮に任意で出ていった場合には、その追跡等々、町が持つその債権の確保についてはどのような流れになるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

今回の強制執行により、これまでの契約者であります入居契約者ですが、立ち退いていただくこととなります。この場合、債権が発生します。その債権の回収の方法でありますけれども、所有する動産が考えられます。そういったことで、執行官にその状況を把握していただいているところでございます。

ただ、6月1日の現在の調査において、かなり競売等に付する財産はほとんど見当たらないといった状況がございます。残された、そういった形で、今後もなお債権としては残るわけでございますので、今後の所得なり、あるいは収入をもって、この部分についてはなお請求する権利がございますので、請求してまいりたいというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

ということは、代執行ということではなくて、仮に任意でということでも、こっち、行政のペースではなくて、その当事者が、言ってみれば連絡なしに退去した場合も含めて、その後の住所等の把握等には、町として常に管理をされていくということによろしいのでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

任意で出られる場合も想定されるということでございますが、現時点ではその任意の期間が過ぎている状況もございます。ですから、代執行にかかるのはほぼ間違いないかなと。ただ、今月末に予定しておりますので、その期間、急遽決まる場合もございます。その場合は、みずから退去する形も考えられます。手続上は、裁判所にはもう既に代執行の手続をとる判断をしているところでございます。

その場合に、どちらに行かれるのかについて、こちらは情報を把握する必要もございます。本人に会って、「どちらに行かれるんですか」ということもお聞きしますし、そういった動きがあれば、そういった現場に参りまして行き先を尋ねまして、その後の債権回収に当たりたいというふうな形で考えているところでございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑はありませんか。11番鷓橋浩之君。

11 番 (鷓橋浩之君)

まず、第1点なんですが、土木の受託事業収入、それから土木費の関係ですが、この洞堀川の除草業務委託事業なんですが、今までですと除草業務の委託をされておったと。それを河川愛護会等々が実施をしているというような経過だったんですが、今回、除草だけでなく、集草、運搬、処分と、その委託まで含むというようなことで措置をされるようでございますが、このことはほかの県の管理河川、愛護会等々もあるわけなんですが、

その辺はどのような扱いになるのかというようなことが、まず1点でございます。

それから、農林水産業費、第5款の1項の農地費のこの農地地図情報データ整備事業ですか。これは、別添の説明資料等々もございませう。説明、このことに関しては、町長のあいさつの中でも、県の土地改良連合会が調整をしていたんだと。その資料をもとに、法務局図面と課税台帳の整合一致に向けて補完整備を行うとともに、データベース化によりパソコン上、各課で利用できるようにするための、いわゆる委託業務の1,032万3,000円だということで、この財源については緊急雇用創出事業、これを充てるんだというような説明だったんですが、この事業については、これは今回初めて町として負担することなのか、以前からあったのか。あるいは今後、平成23年度からこれは活用できるわけですから、負担については今年度で終わりなのかなと思うわけなんです、その辺の詳細な、もう少し詳しい説明をお願いをしたいと思います。

それから、5ページの中学校費ですか。この中で、いわゆる外国語指導助手招致事業の中で、帰国に伴う切りかえに関する今回の予算措置、今回は減額措置というふうになるわけなんです、これは前にも申し上げた経緯があるわけなんです、どういうあっせんの機関からのあっせんに基づいてALTを、指導助手を措置しているのか、このケースの場合はわかりませんけれども、まだ新学期が始まって間もない段階でこういうことが起こり得るといふこと、これは予測できないものなのかどうか。外国語の指導助手ですから、いろいろこれは学校教育上も、そろそろかわるといふことは余りいいことではないと思ひますし、その切りかえ、対応、スムーズにいくのかを含めて、ひとつお伺いをしておきたいと思ひます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

河川管理におけます、その河川愛護団体、愛護会のほうへの今回、集草、運搬、処分までを含めた委託をお願いするところでございますけれども、他の河川においてもそういった事例があるかということでございますが、国の直轄河川のほうで、現在も河川愛護会で刈っていただいているところ

も部分的にあります。原則、国のほうで全部管理しているところがございますけれども、一部国から委託を受けて河川愛護会で作業を実施している事例があるという話を聞いたことがあります。その事例というのは、大郷町あたりでやっているような話も伺っています。その辺はちょっと調べてみたいというふうに思いますが、県管理については、この都市河川以外のところはないというふうな話を伺っているところがございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

ご質問のございました農地地図情報データ整備業務委託でございますけれども、ご説明で申し上げましたとおり、緊急雇用の創出事業費ということで、これは財源が県の緊急雇用の基金をもって充てる財源でございます。この事業につきましては23年度まであるわけでございますけれども、この地図の関係の整備データにつきましては22年度ということで、単年度の実施ということでございまして、全額をこの県の基金でもって充てるというような内容でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

A L Tに関してのご質問でございますけれども、今回帰国するA L Tにつきましては、総務省、外務省、文部科学省と、それから財団法人自治体国際化協会というものがございまして、そちらの協力の中で事業が行われております。通称「JETプログラム」というような言い方をされておりますけれども、そういった機関を通じて派遣されております。

その派遣機関の派遣というのは、多分、招致する先生方の都合ということはあるかと思うんですが、外国の学期の初めというのが9月から始まるというふうなことでございます。そういったことで、外国での学校を卒業した方を日本に招致するというふうなことで、通常1年の初めというのは

2学期、日本で言うと2学期の初めに当たるというふうなことで、そういったサイクルでこちらのほうに来ていただいております。ですから、今回帰られる方は、9月に来て8月に帰るというふうな1年のサイクルの中で2年を経過したというようなところでございます。

日本の学期初めが4月ということと、それから実際に来られる方が2学期からというようなことで、その辺のタイムラグというか、その差はあるんですけども、そういった制度の中で運用されているというようなことでやっているところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

11番 （鶉橋浩之君）

まず、河川の関係なんですけど、そうするとこれは都市河川、洞堀川、都市河川という位置づけで、特別の計らいであるというふうに理解しているのかどうか。ほかの河川では、これはちょっと無理ですよということなんです。もう一度お願いしたいと思います。

それから、地図情報なんですけど、今年度はこの緊急雇用創出事業、県、これは100%活用して当たるんだと。22年度はそうなんですけど、23年度から活用というような形であったわけなんですけど、これは今後の負担というのは出てくるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

それで、たしかこの問題ですよ。以前これは、ニュースでも取り上げられた経緯があるわけなんですけど、いわゆる政権交代によって自民党から民主党政権になったと。それで、たまたまこの地図情報ですか、これを手がけておったのが、かつてのあの自民党の幹事長をされておった野中広務さん。これは、町長のあいさつにあった土地連の会長さん、全国連の会長さん。ここの団体のほうでこれを手がけていたというようなニュースもあったところですよ。それで、これをその事業仕分けで全面的に切っちゃえということになったということ、ちょっとニュースで流れたことを覚えているわけなんですけど、それがたまたま、その野中さんのところには予算を流さないで、いわゆる最後の仕上げを、今まではそういう形で準備を進められてきたという、たしかニュースだったと思うんですけど、それが今回なく

なって、こういう形で、いわゆる緊急雇用創出事業ですか、それに切りかえて市町村や県のほうに、自治体のほうにシフトをしてこれをまとめるといふふうに私は理解したんですが、その辺のところどうなんでしょうかね。

それから、ALTの関係は、そうしますと学期の初めが9月なんだと、日本と違うんだと。今回、8月で2年の任期といいますか、それを終えて入れかわるための措置なんだというようなことなので、これは今まで十分その英語教育に尽くされてきたし、今後にも影響はないと、そういうふうに理解していいのかどうかを改めてお伺いします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回のお話は、都市河川ということでのお話を県から受けまして実施している事業でございますので、そのように、都市河川ということでございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

ご質問のありました農地地図情報データの整備でございますが、22年度、そのとおり、単年度で整備をいたしまして、それ以降ですね、23年度以降につきましては、土地の移動ということで、そういう加除というんですかね、加筆訂正が出てまいりますので、それに係る維持管理費が出てくるような形になります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

今回の帰国につきましては、年度途中というような形ではあるんですけど

れども、任期満了というようなことで、2年を経過した中で帰国されるということでございます。これにつきましては、そういった契約に基づいて今までそういったサイクルで流れてきておりますので、今後の対応についても問題はないのかなというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第46号 平成22年度落合財産区特別会計補正予算」

議長 （大須賀 啓君）

日程第8、議案第46号 平成22年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しておりますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第47号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第47号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

議案書の48ページになります。

議案第47号 損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成21年12月22日、仙台市青葉区本町3丁目2番1号地先で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

記としまして、1、相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の概要であります。大和町の職員の運転する公用車が、平成21年12月22日午後2時20分ごろ、仙台市青葉区本町3丁目2番1号地先、国道45号線路上において、市道から国道45号線に左折する際に、横断歩道上に歩行者がいたため一たん停車し、歩行者が横断した後に前方に進行しようとして、左方向から進行してきた相手方が乗車した自転車に気がつかず、公用車前部中央と相手方の乗車する自転車の中央部が衝突し、相手方が路上に倒れたものであります。

損害は、町の公用車の被害は前部の軽度のへこみ、相手側は左関節捻挫、左ひざ打撲傷、腰部打撲傷、頸椎捻挫、左肩関節捻挫の被害を負わせ、自転車のフレームにゆがみを生じたものであります。

3、損害賠償の額であります。大和町と相手方は、過失割合を大和町が100、相手方がゼロとし、大和町は相手方に対し、身体被害の治療費14万3,989円、休業補償費10万8,300円、慰謝料15万9,600円、自転車補償費

2,800円、雑費1,640円の合計41万6,329円に過失割合の100%を乗じて得た額の41万6,329円を支払おうとするものであります。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

公用車での交通事故、たびたび発生をし、このような議案が提出をされるわけでありますが、特に今回のこの事故、横断歩道上の中での事故というふうに判断を、ここに書いてあるのはそういう状況だと。一番注意をしなければならない横断歩道、そこの注意が足りなかったのではないかというふうに思っております。

特に、この症状を見ますと、左足関節捻挫、左ひざ打撲、腰部打撲、頸椎捻挫、いわゆるむち打ちになるんでしょうか、左肩関節捻挫ということで、この書いた状況から見ますと、相当の重傷に等しいのではないかということであります。

そこで、当然、運転をする際は万全の注意を払いながら、安全運転に努めるといことになるわけでありますが、職員に対する安全運転指導、このことについてはどういう形で行っているのか、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

中山議員のご質問でございます。

事故の概要に、ここに記載したとおりでございますが、入院とかではなくて通院での治療でありましたので、大変申しわけないんですが、ここに書いてあるような重傷というふうなけがの程度ではなく、通院で治療できるようなけがの状況でございました。

また、交通安全指導の部分でございますが、昨年も議会のほうに、物損

事故のほうでは2件ほどお願いをしていた経緯がございました。また今回、12月というような形でありましたので、町長のほうからもきつく、職員に対する交通事故の徹底というような形で、早速庁議を開きまして注意喚起を促したところでございますし、また、文書での注意もやったところでございます。このほか、交通事故に関する、その事故発生等に対するマニュアルを作成をして各公用車に備えつけさせて、それでもっての対応を素早くするような形をとらせております。

また、罰のほうと言ったらいいんでしょうか、懲罰の関係もありますので見直しをかけた中で、交通事故に対する罰則の規定を見直しを行って、それもあわせて各職員にも通知をしているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
中山和広君。

15 番 （中山和広君）

やはり、そういう対策を講じているということではありますが、時間がたつとたまたま忘れてしまうという、そういうケースもたびたびある。それで、その事故が起きたときだけではなくて、やはり毎月1回、少なくとも、そういう安全運転の教育をすとか、講習をすとか、そして運転する際に気を引き締めた運転、安全確認を十分にした運転ができるような、そういう指導体制をぜひとるべきだというふうに思っておりますので、そのことについてはどのように考えているのか、お伺いしたい。

議 長 （大須賀 啓君）
総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

交通安全指導の徹底というような形でのご質問でございました。

議員おっしゃるとおり、やはり時が過ぎればまた忘れてしまうというんでしょうか、気が緩んだりとか、そういう形が出る可能性もあります。やはり職員には毎月、浅野町長のほうからも、必ず交通事故の徹底というよ

うな形でのお話は、訓示というんでしょうか、必ず受けてはいるんですが、やはり職員として交通ルールをきちんと守るのが、まず、町の職員としてのルールでございますので、そこらを徹底させていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、具体的に、じゃあどうなのかというふうな部分がこれから出てくるかと思うんですが、議員ご提案いただいた交通安全指導とか、安全運転の教習とか、そういった形の部分では検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。14番中川久男君。

14番 （中川久男君）

前者に関連なんですけれども、町のほうでも公用車そのもの、そういった形の中で、結局仙台のほうに公務で出かけるわけですから、やはりその時間帯なり、そういうものの時間の余裕も持った中で運行をしなくてはならないんでないのかなと。我々も、私もそういう車に乗っていますけれども、やはり急げばそういう見落としが出来ますし、やっぱりそういった中でもそういう出張とか、会議とかというのであれば、やはり5分か10分早目に出て、そして向こうのほうでゆっくり確認をしながら当町に戻ってくる。

ただ、その担当課では、そういう日報的なものは私も見たことあるんですけれども、やっぱり注意事項として、管理者がおられると思うんですね。やっぱりそういうものは、車屋であれば、毎朝30分前に出勤をし、点呼をとり、酒気検査をし、そして薬を飲んでいるか、風邪薬を飲んでいるか確認をして、点呼をとって出庫をするわけなんですけれども、町は公用車と白ナンバーですから、その辺の指導徹底は何かでやっておられるのか。それとも、担当課長がそういうことを、「きょうはこういう市内に入るから気をつけて出ろよ」と、「確認をしろよ」というような業務上の指示命令、通常運行管理者なんですけれどもね、そういう立場の、これだけの所帯の町の職員の方々が移動するわけですから、やっぱりそういったその地域に明るい人が、この青葉区なら青葉区そのものですね、地理の不安な人は5

分早く出るとか、10分早く出るとか、そういうことを今後は対応していかれるんだと思いますけれども、町としてもそのセンマエ、交通安全は今、前者と同じ答えでしょうから、ぜひ。だれも起こしたくて起こす事故でございませぬ。本当の、タイミングが悪かったと言えはそのとおりなんですけれどもね、ぜひその辺の担当課としての仕事、会議の場合、やっぱり一言、「きょうは暑いから気をつけて行ってくれよ」とか、向こうから出るときは「ただいま会議終わりましたから、町のほうに戻りますよ」というようなね、やっぱりこまめに連絡をとりながら、その出た者に対しての、何ていうのかな、「気をつけて帰ってくれよ」というような形ですから、ぜひその辺を町としても、対応していると思いますけれどもね、なお一層その辺を指導していただいたらなというふうに思います。いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

中川議員のご質問でございます。

議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。町の場合は、出張命令は各課長が命令をしておりますので、その際、各課員は課長のほうに「どこどこへ行ってまいります」というふうな形で、「ハウレンソウ」と言うんでしょうかね、報告でなく相談という形の部分で徹底をさせているんですが、その5分、10分の余裕というようなこと、全くそのとおりでありますので、なお徹底させるような形で努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第48号 平成21年度(繰)大和町地域情報通信基盤整備
工事請負契約について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第48号 平成21年度(繰)大和町地域情報通信基盤整備
工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸
則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

続きまして、別冊のほうであります。議案第48号関係の議案書をお開き
いただきます。

1ページのほうになります。

議案第48号 平成21年度(繰)大和町地域情報通信基盤整備工事請負契
約についてであります。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第
96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的であります。平成21年度(繰)大和町地域情報通信基盤整
備工事であります。

契約の方法につきましては、随意契約による請負契約であります。

契約の金額につきましては、1億341万4,500円となるものでありまして、
内消費税が492万4,500円であります。

契約の相手方ではありますが、仙台市青葉区五橋3丁目2番1号、東日本
電信電話株式会社宮城支店となるものであります。

今回の業者の選定の経過について説明をいたします。

本事業は、光ファイバー網の整備と整備後の光ブロードバンドのサービ
スを行うという特殊な事業事情から、通信事業者を対象とした企画提案型

簡易コンペを実施したものであります。提案内容につきましては、事業の実績、整備責任範囲、全体スケジュール、サービスの内容、提案の基本コンセプト、保守運用の進め方、コスト概算及び内訳を求めたものであります。平成22年1月14日より2週間公募を行ったところ、1社からの提案があり、企画提案審査会に諮り、適正と認めたものであります。

随契の理由でございますが、本契約には設計施工、整備後の進出管理方針、保守運用、管理等が問われることから、連携できる電気通信事業者を選定するため、意欲や技術的能力を勘案し、かつ、公平性を確保できる会員公募型プロポーザルより選定をいたしたものであります。このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適したものであるとき」、いわゆる競争不適事項に該当し、随意契約等を行ったものであります。

契約の概要につきましては、別添の説明資料による説明を申し上げます。

まず、事業の目的でございますが、大和町内の情報通信格差是正を行うため、これまで光ファイバー幹線網の地域から対象外となっていた吉田西部地区、これは八志田、沢渡、金取南、金取北地区であります。及び宮床難波地区に光ファイバー幹線網の整備と超高速インターネット接続環境の整備を行うもので、320世帯が対象となるものであります。このことにより大和町全域において、超高速インターネット接続環境が可能となるものであります。

事業の概要であります。本事業により整備する光ファイバー芯をIRU契約、これは関係当事者ですべての合意がない限り、破棄したり、終了させることができない回線使用权であります。IRU契約により電気通信事業者に貸し出しをし、超高速インターネットサービスを行うものであります。

工事内容につきましては、電力柱、NTT柱等を利用して光ファイバーを共架するものでありまして、共架柱が1,083本、町道横断箇所につきましては420本、県道部分につきましては660本、河川関係につきましては2カ所でありまして、光ケーブルの延長は約38.7キロメートルになるものであります。

2ページが、全体のスケジュール表であります。

議決いただいた後には、7月に実施設計、関係機関との協議を進め、工

事につきましても、添架申請を初め、工事に取りかかり、光ケーブルの敷設、試験等を行い、3月には検査、引き渡しを予定するものであります。また、NTT側におきましても、光ケーブルの工事を行ってまいるものであります。

3ページにつきましては、その概要の図式したものでありまして、青い線で囲っている部分、これが町でやる部分であります。町内の交換局から電力柱、NTT柱を利用した中で光ファイバー網を共架をし、利用者につきましても、家屋への引き込みが利用者の負担となるものであります。

4ページが、その回線の敷設計画であります。

2カ所の拠点を中心に、2方向で進めるものでありまして、まず、1カ所の吉田地区の配線拠点としましては、旧嘉太神分校にありますNTTの大和交換局から共架をいたすものであります。また、2点目としましては、宮床地区につきましても、宮床レクリエーション広場向かいにありますNTT宮床電話交換局を拠点として、光ファイバー網の共架等の架線を図るものであります。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

それでは、お伺いをします。

今回のIRU契約によって、町内全域で超高速ブロードバンド環境が整うということで、大変喜ばしいことだと思っております。

そこでなんです、この基本的なインフラ整備をもって、よしとされるのか。これを将来というか、行政サービスの重要なツールとして役立てようとする考えが背景にあるのかどうか。その辺について、お聞かせをいただきたいと思っております。

あわせて、このランニングコストであります、計画からしますと50件の契約によってその収支がゼロとなるという計画をお示しをいただいていたわけですが、その見通しというものは、現時点でどう把握をされていらっしゃるのか。

もう1点は、あわせてこのIRU契約の終了後、この設備の所在、権利

関係、どのようになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

高平議員のご質問であります。

今回のこの吉田地区、それから難波地区のほうで、町内全域で光ファイバー網が供給される環境が整うという形になります。その後の状況についてというふうなお話ではありますが、町の部分ではこれからの検討課題かなというふうに思っております。すぐにこれを利用して町の情報とかですね、例えばインターネットでのブログ関係とか、それを通じていろいろなお知らせとか、そういうものも想定されている部分もあるかとは思いますが、そこまでの環境整備にまだ整っていない状況でありますので、まず第一歩として、町内全域に供給可能な環境整備を行うというのがまず第一かなというふうに思っております。

それから、ランニングコストでございますが、この件につきましては、9月の補正で予算をお願いしている件でありました。320戸中50戸であれば、ランニングコストの中では町の持ち出しがないというふうな試算をしておりますし、現在もその試算の中では、50戸というふうな範囲は変わりはありません。

それから、IRU契約の終了後についての問い合わせ、ご質問でございますが、その契約の終了後の部分については、これからの部分であるかというふうに思っておりますが、これは相手方と協議を進めて、詰めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

行政サービスでの提供については、今後の検討課題だというお話でしょう。このことについてはぜひ、独居老人だとか、見守りだとかと、よく

オーソドックスに通信回線を使っただけのサービスというものがベースで使われているケースが結構多いというふうに思っております。こういう時代での独居老人対策等々、さまざまな観点から、緊急通報システムとして相当役立つ可能性もあると思いますので、今後の検討を進めていただきたいというふうに考えます。

あわせて、この50件の加入について、見通しは前回同様だというお話なんですが、私が確認をしたかったのは、この加入の見通しが立ったということなんですか。そうじゃなくて、採算を合わせるのに50件ですよという、試算が変わりないんだということなんでしょうか。もし、現時点でその加入の見通し等が、仮に把握されていないとすれば、この1年間の間に、まあ、言ってみれば最低限収益は、もちろん上げるためにやるわけではありませぬので、そういったことまでは望まないにしろ、採算を合わせるような、その加入促進についての考え方、どう進められるのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

まず、行政サービスの展開に、この光ファイバー網を利用した形というふうなことでありますので、今、議員のおっしゃられた課題であるというふうに認識はしております。

それから、加入の見通しというような形でございますが、この工事を進めるに当たっては、地元への説明会を予定をしております、その席上でも加入の部分では、もちろんこちらからも働きかけていきたいというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

先ほどの福祉サービス等の兼ね合いと、今言った加入促進というもの、

切っても切れない部分もあって、行政が、今言ったように特定の方々、独居老人だとか、あるいは介護状態だとかという方々を優先して、その見守り等々についての提供ということも、この推進をするため、特に遠隔地でのこういったインフラを有効に使っていただく一つの推進策として、そういったものも行政としてかかわっていくことも一つの方策かなというふうに思っておりますので、その辺もあわせて検討をいただきながら、この事業、成功していただくように願って、質問を終わります。

議長 （大須賀 啓君）

11番 鶉橋浩之君。

11番 （鶉橋浩之君）

この契約について、ちょっと伺いたいと思います。

説明では、これは随意契約なんだと。額が1億円を超える工事の請負契約というようなこと、極めてまれに私は受けとめたわけなんですけど、まあ、特殊な工事だからという説明でございました。

それで、説明では特殊性の事業というふうなことで、設計から施工、保守管理、いわゆるコスト等々に至るまで、すべて提案型で、公募で行ったという説明だったんですが、こういった工事に対応できる業者さんといえますか、それは大体どの程度あると踏んで公募をされたのかお伺いをいたしますし、さらに、こういった随意契約の場合ですね、いわゆる競争性がないというようなことになるわけですから、発注側のいわゆる予定価格といえますか、予算といえますか、これはどういう形でその設定をされて、契約を結ぶというふうに至ったのか。その辺の経過についてもお伺いをしておきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長 遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

契約に関しての鶉橋議員さんからのご質問であります。

説明で申し上げたとおり、簡易公募型のプロポーザル方式でやったとい

うような形ではありますが、そのやるにつけても、参加条件というようなものも付して公募をした状況になっております。

参加条件には七つほどつけておりまして、電気通信事業法に定める登録電気通信事業者、または届出電気通信事業者であること。平成21、22年度における大和町の入札参加資格の承認された事業者で、日本国内において個人向け光ブロードバンドサービスを提供しており、平成22年1月1日現在で県内に事業所を有する事業者であること。3点目が、光ブロードバンドサービスに用いる地域情報設備の設計施工、保守運用、管理業務を一元的に遂行し、かつ、光ブロードバンドサービスの永続的提供が可能であること。4点目として、IRU方式による運用が可能であること。5点目として、建設業法に規定する電気通信工事の特定建設業許可を有すること。地方自治法施行令第167条の4等に該当しない事業者であること。7として、宮城県など自治体から指名停止処分を受けていない機関であること。こういった7点を付して公募を行ってもものであります。想定としては、当時ですと3社か4社ぐらいかなと想定はしておりました。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
 鶉橋浩之君。

11番 （鶉橋浩之君）

条件、七つの条件を付して公募したと。三、四社ぐらいは見込めるだろうというようなことでその公募をしたが、結局はその1社だったということなんですが、これはいわゆるこの契約に関する、これは自治法施行令にこの事項が載っているということですね。それで、随意契約ですから、1社でもこれは可能というふうになるんだろうと思いますけれども、1社のみで随意契約に至ったと。

それで、さっきも質問したんですが、残念ながら1社だったわけなんです、その場合の、さっき言ったその予定価格といいますか、いわゆるその契約金額の折り合いですね。この辺はどういうふうにして定めるものなのか。相手が1社でありますし、こちらの内部の調整、あるいは業者等の、随意契約ですからいろいろとあるんだろうと思いますけれども、その説明なかったので、再度お願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

契約の積算関係も含めて、千葉対策官のほうから、その部分については
申し上げさせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 （千葉恵右君）

予定価格についてのお尋ねでございます。

まず、本事業の事業費を算定するに当たりまして、総務省東北通信局か
らの指導をいただきまして、まず事業費ですね、概算の事業費を出しまし
て、その中で積算の概算の事業費を出したという内容でございます。税込
み価格で1億1,100万円ということで全体の事業費を組んでおります。そ
の中で発注をいたしまして、公募をかけたという内容でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

そうしますと、総務省の東北通信何とか事務局ですか、そこの指導を仰
ぎながら、その予定価格を1億1,100万円に設定をして臨んだということ。
結果、まあ、九十何%になるわけですか。非常に自治体、特に町村レベル
では難しい、これは契約事項なんだろうというふうに私は感じたわけなん
ですが、かつて——かつてと言いますか、過去にもこういうことがあった
んだろうとは思いますが、こういったケースは過去にたびたびあ
ったんでしょうかね。私は初めて、何か今回特に目にしたと言いますか、特
別の契約だなというふうに映ったわけなんです、その辺ひとつ、過去の
例がどうだったのかも含めてお伺いをしたいと思います。（「後から調べ
るんなら後から調べるって言えや」の声あり）

議長 (大須賀 啓君)
財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

過去の事例ということでございましたけれども、それが一概に当てはまるかどうかという部分は多少ございますけれども、過去に大和町でテレビの受信状況が悪いということで、4区域だったかと記憶してございますが、そちらの改善のための電信線の配線等々の契約をして、整備をしたことがございましたけれども、そういった部分等については、余り頻繁にある状況ではございませんので、一からの設計を職員みずからすべて行うというのはちょっと難しい部分があったのかということで、そういった部分については、関係機関なり、県なりのご指導をいただきながら進めたという実態はございます。そういったのが過去の例としてあるぐらいかと思っております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問の第1号でございます。人権擁護委員の推薦につきまして、議員の皆様方のご意見を求めることについてでございます。

議案書49ページになります。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものです。

記といたしまして、住所、大和町落合〇〇〇〇〇、氏名、菊地 敬、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

別添、説明資料でございます。このことにつきましては、記載のとおりでございますので、それぞれお読みいただきご確認をいただきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。資料を配付します。

午後2時37分 休 憩

午後2時39分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号はお手元に配付しましたとおり、適任と認める答申をすることに決定しました。

日程第12「委員長報告（平成22年請願第1号
「地区内道路の町道道路の認定に関する請願書について）」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、委員長報告（平成22年請願第1号 「地区内道路の町道認定に関する請願書について」）を議題とします。

本件に関し、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長大友勝衛君。

産業建設常任委員会委員長（大友勝衛君）

それでは、請願審査報告を行いたいというふうに思います。

本委員会は、平成22年2月23日に付託されました請願について審査の結果、別紙のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の規定により報告をいたすものでございます。

それでは、裏面をごらんいただきたいというふうに思います。

平成22年2月23日、受け付けをいたしました。

紹介議員、浅野正之議員、秋山富雄議員、上田早夫議員でございます。

請願者の住所、氏名でございますけれども、大和町宮床〇〇〇、大和町宮床向原地区区長佐竹勇雄さん。

件名につきましては、地区内道路の町道認定に関する請願ということでございます。

それでは、審査の経過をご報告いたします。

平成22年3月19日、3月定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託をされました。

平成22年5月10日、請願内容について協議をいたしました。町道認定基準等について、都市建設課より説明を受けております。さらには、請願場所の現地調査も行っております。

同じく、6月4日、請願内容について協議をいたしました。6月定例会の委員長報告案についてを協議しております。

それで、きょうの委員長報告ということでございます。

委員会の意見といたしまして、平成22年3月19日付託されました本件に

については、本委員会において請願者、紹介議員から意見を聴取するとともに現地調査を行い、慎重に審議をいたしました。

本請願の内容は、向原地区住民の生活環境の向上と安定を図るため、地区内の道路を町道に認定していただき、舗装整備をお願いするものであります。

本委員会といたしましては、大和町道路認定基準に照らし合わせた結果、1、路線の要件、項目、起点が公道にあり、数戸を結ぶ路線に該当していること。二つ目といたしまして、認定条件項目にいずれにも該当していること。3としまして、地域の協力も得られることを確認をした上で、町道認定については妥当と認め、採択すべきものと決定をいたしました。

ただし、舗装整備については、町の整備計画に基づき実施していただくよう、町に要請するものといたします。

審査結果でございますが、採択でございます。

措置につきましては、この採択、きょうの議会で決定されれば、請願者及び町長に送付をするものといたしたいというふうに思います。

ご報告を終わります。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり、採択に決定しました。

日程第13「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時46分 閉 会